

坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例施行規則

制定 平成十八年三月二十四日 規則第二号

改正 平成二十七年十月十五日 規則第六号

改正 平成二十八年三月十日 規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例（平成十八年坂戸、鶴ヶ島下水道組合条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で定めるところによる。

(個人情報の収集等に係る事務の届出)

第三条 条例第八条第一項の規定による個人情報の収集等に係る事務を新たに開始しようとするときの届出は、個人情報登録書（様式第一号）による。

2 条例第八条第一項第五号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 個人情報の取扱い事務の名称
- 二 個人情報の収集方法及び収集時期
- 三 個人情報の記録の形態及び保存年限
- 四 電算処理の形態
- 五 個人情報保護管理者
- 六 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

3 条例第八条第一項の規定による届出た事項を変更しようとするときの届出及び同条第二項の規定による届出は、保有個人情報収集等変更・廃止届出書（様式第二号）による。

(目的外利用等に係る届出)

第四条 条例第九条第二項（条例第九条の二第二項及び第九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、保有個人情報目的外利用等記録票（様式第三号）による。

2 条例第九条第二項第四号（条例第九条の二第二項及び第九条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 目的外利用等、保有特定個人情報の目的外利用及び保有特定個人情報の

外部提供（以下「目的外利用等」と総称する。）の区分、根拠及び期間

二 目的外利用若しくは保有特定個人情報情報の目的外利用をする課名又は外部提供先若しくは保有特定個人情報情報の外部提供先

三 個人情報保護管理者

四 前三号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
（審議会の意見を聴くための手続）

第五条 条例第七条第一項第九号、同条第二項第二号、第九条第一項第五号又は第十条第二号の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、保有個人情報情報の取扱いに関する意見について（様式第四号）による。

（個人情報保護管理者）

第六条 条例第十一条第二項の個人情報保護管理者は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の事務組織に関する規則（平成十四年坂戸、鶴ヶ島下水道組合規則第十一号）第三条に規定する課の長をもって充てる。

（委託に係る措置）

第七条 条例第十二条第一項の契約上の定めは、次に掲げる事項とする。ただし、管理者が委託の内容又は性質により記載する必要がないと認める事項については、この限りでない。

一 秘密保持に関する事項

二 再委託の禁止又は制限に関する事項

三 情報の指示目的以外の利用及び第三者への提供の禁止に関する事項

四 情報の複写及び複製の禁止に関する事項

五 事故発生時における報告義務に関する事項

六 委託先における情報の保管及び廃棄に関する事項

七 前各号に掲げる事項に違反した場合における契約解除等の設置及び損害賠償に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項
（開示請求等に係る書類及び記載事項）

第八条 条例第十四条第一項の請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第五号）とする。

2 条例第十四条第一項第三号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

一 開示の請求年月日

二 開示方法の区分

三 開示の請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人の区分

四 代理人が開示の請求をしようとする場合にあつては、代理人と本人との関係及び本人の状況並びに本人の氏名及び住所

五 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

3 条例第十三条第二項（条例第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定により未成年者の法定代理人が請求する場合であつて、本人の意思確認が必要なときは、個人情報の開示・訂正等に係る意思照会書（様式第六号）により本人に当該請求に対する意見を照会し、保有個人情報の開示・訂正等に係る意思表示書（様式第七号）の提出を求めるものとする。

（本人又は代理人であることの証明に必要な書類）

第九条 条例第十四条第二項（条例第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十一条第二項の書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他官公署が発行した書類であつて貼付された写真により本人確認ができるもの又は健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他のこれらに準じる書類であつて本人であることを証明できるものとして管理者が認めるもの

二 代理人が請求する場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、委任状その他代理人の資格を証明する書類

（開示の請求に対する決定の通知書）

第十条 条例第十八条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第八号）

二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第九号）

三 開示請求に係る保有個人情報の全部を不開示とする旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第十号）

四 開示請求に係る保有個人情報を保有していないため当該保有個人情報の全部を不開示する旨の決定 保有個人情報不存在決定通知書（様式第十一号）

五 開示請求に係る情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する旨の決定 保有個人情報存否応答拒否決定通知書（様式第十二号）

2 条例第十九条第二項（条例第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報開示・訂正等決定期間延長通知書（様式第十三号）

（第三者に対する通知書等）

第十一条 条例第二十条第一項の規定による通知は、保有個人情報開示に伴う第三者意見照会書（様式第十四号）による。

2 条例第二十条第一項による意見書の提出は、保有個人情報開示に伴う第三者意見書（様式第十五号）による。

3 実施機関は、開示の請求があつた保有個人情報に複数の第三者に係る情報が記録されているときは、そのうちから代表的な第三者を抽出して意見書の提出を求めることができるものとする。

4 条例第二十条第二項の規定による通知は、保有個人情報開示決定に伴う第三者あて通知書（様式第十六号）による。

（開示の実施等）

第十二条 条例第二十一条第一項の規定により自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示をするときは、管理者が指定する日時及び場所において、関係職員の立会いのもとに行わなければならない。この場合において、開示請求者は、第九条に定める書類及び第十条第一項第一号又は第二号に定める通知書を提示し、又は提出しなければならない。

2 前項の場合において、開示請求者は、自己情報の閲覧又は視聴に際して当該自己情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧かつ適正に取り扱わなければならない。

3 管理者は、開示請求者が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該自己情報の閲覧又は視聴を直ちに中止し、又は禁止することができる。

4 自己情報の写しの交付をするときの交付部数は、請求があつた自己情報一件につき一部とする。

（口頭による開示請求）

第十三条 条例第二十二条第一項の書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 本人が請求する場合 次に掲げるいずれかの書類

ア 運転免許証

イ 旅券

ウ 開示請求に係る自己情報が試験に係る自己情報である場合にあっては、当該試験の受験票

エ その他請求をする者本人であることを証明するものとして管理者が認める書類

二 代理人が請求する場合 当該代理人に係る前号ア、イ又はエに掲げる書類及び戸籍謄本、委任状その他代理人の資格を証明する書類

(訂正等請求書の記載事項)

第十四条 条例第二十四条第一項の請求書は、保有個人情報訂正等請求書(様式第十七号)とする。

2 条例第二十四条第一項第三号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

一 訂正等の請求年月日

二 請求内容の区分

三 訂正等を求める内容及び理由

四 訂正等の請求に係る自己情報の本人又は代理人の区分

五 代理人が訂正等の請求をしようとする場合にあっては、代理人と本人との関係及び本人の状況並びに本人の氏名及び住所

六 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(訂正等の請求に対する決定の通知書)

第十五条 条例第二十五条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 訂正等の請求に係る保有個人情報の全部を訂正等することの決定 保有個人情報訂正等決定通知書(様式第十八号)

二 訂正等の請求に係る保有個人情報の一部を訂正等することの決定 保有個人情報一部訂正等決定通知書(様式第十九号)

三 訂正等の請求に係る保有個人情報を訂正等しないことの決定 保有個人情報訂正等拒否決定通知書(様式第二十号)

(審査請求に係る審査会への諮問手続)

第十六条 条例第二十六条の規定により坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開・個

個人情報保護審査会に諮問をしようとするときは、保有個人情報審査諮問書（様式第二十一号）による。

2 条例第二十七条の規定による通知は、保有個人情報審査諮問通知書（様式第二十二号）による。

（費用の納付）

第十七条 条例第三十条に規定する写しの交付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、納付の期日及び方法は、管理者が別に指定する。

（実施状況の公表）

第十八条 条例第三十三条の規定による実施状況の公表は、開示等の請求状況、開示等の請求に対する決定状況その他必要な事項について、坂戸、鶴ヶ島下水道組合掲示板に掲載すること等により行うものとする。

（委任）

第十九条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年規則第九号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第十七条関係）

区 分	写しの作成に要する費用		金 額
	A列三番以下の場合 （白黒）	その他の場合	
	一枚 十円	実費相当額	郵便料金の額

備考

- 1 区分欄の写しの大きさは、日本工業規格による。
- 2 一枚の両面に複写した場合の写しの交付に関する費用は、二枚として計算する。

附 則（平成二十七年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年規則第九号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

個人情報登録書

届出番号		登録年月日	年 月 日
担当	所管課名 電話番号 内線		
個人情報 記録の名称			
個人情報 取扱事務の名称			
個人情報 収集等の目的			
個人情報 対象者の範囲			
個人情報 収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（ <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 審議会）		
	<input type="checkbox"/> 目的外利用（一般・特定）（ ）		
法令等の根拠			
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期（ ） <input type="checkbox"/> 不定期（ ）		
個人情報 記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 函面 <input type="checkbox"/> 磁気媒体（ ） <input type="checkbox"/> 庁内LAN <input type="checkbox"/> その他（ ）		
保存年限	<input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> （ ）年		
電算処理 の形態	<input type="checkbox"/> 中央電算機 <input type="checkbox"/> 庁内LAN <input type="checkbox"/> オフィス用パソコン <input type="checkbox"/> 無	オンライン 結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 結合先（ ） <input type="checkbox"/> 無
個人情報 保護管理者		実施年月日	年 月 日
その他 特記事項			

（注）□のある欄は、該当する事項の□欄にレ印を付けること。

個人情報の記録の内容

戸籍・住民記録	思想・信条	身体・心身		
<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 信仰 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 主義 <input type="checkbox"/> 主張 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 体格 <input type="checkbox"/> 傷病名・傷病歴 <input type="checkbox"/> 傷病の原因等 <input type="checkbox"/> 障害の有無 <input type="checkbox"/> 障害の程度 <input type="checkbox"/> 検査名 <input type="checkbox"/> 検査結果 <input type="checkbox"/> 血液型 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
生活状況	経歴・社会活動	財産・収入状況		
<input type="checkbox"/> 家族構成 <input type="checkbox"/> 扶養関係 <input type="checkbox"/> 同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 住居の所有 <input type="checkbox"/> 住居の間取り <input type="checkbox"/> 社会的地位・活動 <input type="checkbox"/> 相談・要望の内容 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 学校名 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 受賞歴 <input type="checkbox"/> 犯罪・違反・補導 <input type="checkbox"/> 団体加入歴 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 課税額 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 滞納額 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
その他				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 10px;"> <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </td> <td style="width: 50%; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			

様式第2号（第3条関係）

保有個人情報収集等変更・廃止届出書

年 月 日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合
管理者 様

担当課長

第8条第1項
坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例 の規定により、次のと
第8条第2項
おり届け出ます。

保有個人情報の記録の名称			
届出の区分	1 変更	2 廃止	
変更・廃止の予定年月日	年	月	日
変更・廃止の理由			
変更内容	変更前	変更後	
担当	所管課名 電話番号 内線		
個人情報保護管理者			
備考		届出番	号

様式第3号（第4条関係）

保有個人情報目的外利用等記録票

記 録 番 号		届 出 番 号	
目的外利用等の区 分	1 目的外利用（一般・特定） 2 外部提供（一般・特定）		
目的外利用等をする保有個人情報の記録の名称			
目的外利用等をする理由			
目的外利用等をする保有個人情報の記録内容	1	6	
	2	7	
	3	8	
	4	9	
	5	10	
目的外利用等の根拠	1 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例第9条第1項第 号に該当 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第 号に該当 （理由）		
目的外利用等の期 間	開始	年 月 日	終了 年 月 日
目的外利用等をする課名又は外部提供先			
担 当	所管課名 電話番号 内 線		
個人情報保護管理者			
備 考			

様式第4号（第5条関係）

第 年 月 日
号

坂戸、鶴ヶ島下水道組合
情報公開・個人情報保護審議会会長 様

（実施機関名）



保有個人情報の取り扱いに関する意見について
次の保有個人情報の取扱いにつき、坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例第
条第 項第 号の規定に基づき、意見を求めます。

- 1 保有個人情報の記録の名称又は内容
- 2 保有個人情報の記録の対象者
- 3 意見聴取内容
- 4 その他の審議の参考となる事項
- 5 担当課
- 6 備考

様式第6号（第8条関係）

保有個人情報の開示・訂正等に係る意思照会書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）



あなたに関する保有個人情報について、あなたの代理人である 様から、
年 月 日付で、次のとおり 請求がありました。

つきましては、御本人であるあなたの意思を確認したいので、「保有個人情報の開示・請求等に係る意思表示書」により御回答ください。

なお、下記「回答期限」までに提出が無い場合は、意見が無いものとみなします。

請求に係る 保有個人情報の記録 の名称又は内容			
保有個人情報に記録 されているあなたの 情報			
回 答 期 限	年 月 日		
担 当	所管課名 電話番号	内 線	
備 考		請 求 番 号	

様式第7号（第8条関係）

保有個人情報の開示・訂正等に係る意思表示書

年 月 日

（実施機関名） あて

住 所
（意思の表示者）
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付けで通知を受けた私の保有個人情報の 請求に
ついては、次のとおりです。

請求に係る 保有個人情報の記録 の名称又は内容	
保有個人情報に記録 されている私の情報	
意 思 の 表 示	1 に同意します。 2 に反対します。

- （注） 1 「（意思表示者）氏名」欄は、御本人の方が自署してください。
2 「意思の表示」欄は、該当する番号に○を付けてください。

様式第9号（第10条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり保有個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（ が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

開示請求に係る 保有個人情報の 記録の名称又は 内 容			
請求内容の区分	1 閲覧・視聴 2 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）		
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ）	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
開示することが できない部分 及び理由	（開示することができない部分） （理由） 坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例第15条第 号 に該当		
担 当	所管課名 電話番号	内 線	
備 考			
		請求 番号	

(注) 1 保有個人情報の閲覧又は写しの交付を受ける際には、この通知書及び請求者本人であることを確認する書類を提示してください。

2 開示の当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。

様式第10号（第10条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（ が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

開示請求に係る 保有個人情報の 記録の名称又は 内 容			
請求内容の区分	1 閲覧・視聴 2 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）		
開示することが できない理由	坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例第15条第 号に該当		
担 当	所管課名 電話番号 内 線		
備 考	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">請 求 番 号</td> <td></td> </tr> </table>	請 求 番 号	
請 求 番 号			

様式第 11 号 (第 10 条関係)

保有個人情報不存在決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、該当する保有個人情報が存在しませんでしたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として (が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

開示請求に係る 保有個人情報の 記録の名称又は 内 容			
保有個人情報が 存在しない理由			
担 当	所管課名 電話番号	内 線	
備 考		請 求 番 号	

様式第12号（第10条関係）

保有個人情報存否応答拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、当該保有個人情報の存在・不存在を明らかにすることができませんので通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（ が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

開示請求に係る 保有個人情報の 記録の名称又は 内 容			
保有個人情報の 存在・不存在を 明らかにできな い 理 由			
担 当	所管課名 電話番号	内 線	
備 考		請 求 番 号	

様式第13号（第10条関係）

保有個人情報開示・訂正等決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示・訂正等については、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

なお、開示・訂正等の可否の決定をしたときは、速やかに通知します。

保有個人情報の記録の名称又は内容			
請求内容の区分	開示	1 閲覧・視聴 2 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）	
	訂正等	1 訂正 2 削除 3 目的外利用等の中止 4 保有特定個人情報の目的外利用の中止 5 保有特定個人情報の外部提供の中止 6 保有特定個人情報の利用の中止	
条例第19条第1項・第25条第2項に規定する決定期間		年 月 日から	年 月 日まで
延長後の決定期間		年 月 日まで	
期間延長理由			
担当	所管課名 電話番号	内線	
備考		請求番号	

様式第14号（第11条関係）

保有個人情報開示に伴う第三者意見照会書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）



坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例に基づき、次の保有個人情報について
年 月 日に開示の請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり、御意見をお聞きしたいので、別紙「保有個人情報開示に伴う第三者意見書」により、御回答願います。

なお、下記「回答期限」までに提出が無い場合は、意見が無いものとみなします。

情報の件名及び 記録されている 情報の内容	(件名) (内容)
回答をお願いした たい事項	
回 答 期 限	年 月 日までにお願いします。
担 当	所管課名 電話番号 内 線
備 考	請 求 番 号

様式第15号（第11条関係）

保有個人情報開示に伴う第三者意見書

年 月 日

（実施機関名） あて

住 所
氏 名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示については、
次のとおり回答します。

意 見			
備 考	<table border="1"><tr><td data-bbox="914 1541 1086 1628">請求番号</td><td data-bbox="1086 1541 1441 1628"></td></tr></table>	請求番号	
請求番号			

（注）太線内の欄に必要事項を記入してください。

様式第17号（第14条関係）

保有個人情報訂正等請求書

年 月 日

（実施機関名） あて住 所

請求者 ふりがな
氏 名

坂戸、鶴ヶ島下水道組合個人情報保護条例第23条の規定により、自己に関する保有個人情報・保有特定個人情報の訂正・削除・目的外利用等・目的外利用・外部提供・利用の中止について、次のとおり請求します。

訂正等請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容	
請求内容の区分	1 訂正 2 削除 3 目的外利用等の中止 4 保有特定個人情報の目的外利用の中止 5 保有特定個人情報の外部提供の中止 6 保有特定個人情報の利用の中止
訂正等を求める内容及び理由	
本人又は代理人の区分	1 本人 2 法定代理人（本人との続柄） 3 任意代理人
代理人が訂正等を請求する場合	本人の状況 1 未成年者 2 成年被後見人 3 任意代理人
	本人の住所 ふりがな 氏 名 電話番号
本人であることを確認する書類	1 運転免許証 2 その他（ ）

（注）1 任意代理人は、保有特定個人情報に限り、訂正等を請求することができません。

2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。

3 請求の際には、請求者本人であることを確認する書類を提出又は提示してください。

4 代理人が請求する場合は、当該代理人に係る3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要な書類（戸籍謄本、委任状等）を提出し、又は提示してください。

5 訂正等の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は持参してください。

請求番号		決定期限	年 月 日
担当	所管課名 電話番号		内 線
備考			

様式第18号（第15条関係）

保有個人情報訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正等・保有特定個人情報の訂正等については、次のとおり訂正・削除・目的外利用等・目的外利用・外部提供・利用の中止をすることと決定したので通知します。

訂正等請求に係る 保有個人情報の記 録の名称又は内容			
請求内容の区分	1 訂正 2 削除 3 目的外利用等の中止 4 保有特定個人情報の目的外利用の中止 5 保有特定個人情報の外部提供の中止 6 保有特定個人情報の利用の中止		
訂正等の内容			
訂正等年月日	年 月 日		
担 当	所管課名 電話番号		内 線
備 考		請 求 番 号	

様式第19号（第15条関係）

保有個人情報一部訂正等決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正等については、次のとおり保有個人情報・保有特定個人情報の一部について訂正・削除・目的外利用等・目的外利用・外部提供又は利用の中止をすることと決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求として（ が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

訂正等請求に係る 保有個人情報の記 録の名称又は内容			
請求内容の区分	1 訂正 2 削除 3 目的外利用等の中止 4 保有特定個人情報の目的外利用の中止 5 保有特定個人情報の外部提供の中止 6 保有特定個人情報の利用の中止		
訂正等 を することができな い部分及び理由	(訂正等をする ことができない部分) (理由)		
担 当	所管課名 電話番号 内 線		
備 考		請 求 番 号	

様式第20号（第15条関係）

保有個人情報訂正等拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正等については、次のとおり保有個人情報・保有特定個人情報の訂正・削除・目的外利用等・目的外利用・外部提供・利用の中止をしないことと決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（ が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

訂正等請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容	
請求内容の区分	1 訂正 2 削除 3 目的外利用等の中止 4 保有特定個人情報の目的外利用の中止 5 保有特定個人情報の外部提供の中止 6 保有特定個人情報の利用の中止
訂正等を行うことができない部分及び理由	(訂正等を行うことができない部分) (理由)
担当	所管課名 電話番号 内線
備考	請求番号

様式第21号（第16条関係）

保有個人情報審査諮問書

第 年 月 日 号

坂戸、鶴ヶ島下水道組合
情報公開・個人情報保護審査会会長 様

(実施機関名)



保有個人情報の 請求に対する決定について審査請求がありましたので、
次のとおり諮問します。

請求に係る 保有個人情報の 記録の名称又は 内 容	
請求に係る 決 定 内 容	
審 査 請 求 日	年 月 日
審査請求の趣旨 及 び 理 由	(趣旨) (理由)
担 当	所管課名 電話番号 内 線
備 考	

様式第22号（第16条関係）

保有個人情報審査諮問通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



保有個人情報の の請求の決定に対する審査請求について、次のとおり坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

請求に係る 保有個人情報の 記録の名称又は 内 容	
請求に係る 決 定 内 容	
審 査 請 求 日	年 月 日
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当	所管課名 電話番号 内 線
備 考	